

## ○神南一丁目地区第一種市街地再開発事業（原案）及びに係る意見書

渋谷区まちづくり条例第37条第5項に基づき、神南一丁目地区第一種市街地再開発事業（原案）の内容について、以下のとおり意見を提出します。

いずれかにチェックしてください。

- A：私は渋谷区まちづくり条例第37条第5項で定める、区民及び利害関係人<sup>※</sup>に該当します。
- B：Aに該当しません。（その他意見として提出します。）

・氏名

・住所

・ご連絡先

・（Aに該当する方）利害関係を持つ土地もしくは物件の地番

## ※利害関係人

…都市計画が決定されるようとする施設又は事業の区域内の土地について、所有権、賃借権を持っている者等の法律上の利害関係を有する者のほか、ひろく、その土地の周辺の住民、決定される施設を利用しようとする者

**意見書の提出先** 令和8年3月23日までに、①または②の方法でご提出ください

① 郵送（当日消印有効）または持参

〒150-8010（住所不要）渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課

② FAX 03-5458-4915